

第11回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年11月20日(火) 開 会：14時30分
閉 会：15時10分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所 1F多目的室(南)
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課課長補佐、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第39号 平成30年度周南市一般会計補正予算要求について
3	議案第40号 周南市奨学金貸付等基金条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第41号 指定管理者の指定について(周南市大田原自然の家)
5	議案第42号 工事請負契約の締結について(久米小学校校舎増築主体工事)

7 委員会協議会

- (1) 12月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「平成30年第11回教育委員会定例会」を開催いたします。
それではまず、日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。
本日の会議録署名委員は、松田委員さんと大野委員さんをお願いします。

早速ですが、ここでお諮りいたします。

議案39号から議案42号までの4件であります。市長に申し出る案件でございます。議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、秘密会としたいと思います。

教育長

これより採決を行います。

議案39号から議案42号までの4件を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(※出席委員全員挙手)

教育長

それでは、本日の議案である議案39号から議案42号までの4件全てを、秘密会とすることに決定いたします。

これより議案39号から議案42号までの4件を、秘密会にて行います。

～秘密会：11月27日まで非公開だが、HP掲載は12月中のため全部開示～

2	議案第39号 平成30年度周南市一般会計補正予算要求について
---	--------------------------------

教育長

日程第2、議案第39号「平成30年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件について、各課から説明をお願いいたします。

まず最初に教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、議案書1ページ、議案第39号、平成30年度一般会計補正予算要求についてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

恐れ入りますが3ページから11ページをご覧ください。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算として5億5千46万2千円、歳出予算として、6億1千587万1千円をそれぞれ増額するとともに、繰越明許費、債務負担行為の追加、地方債の補正について、市長に意見を申し出るものでございます。

なお、議案書3ページ以降の補正予算の事項別明細書の右端の欄に、所属課を表記しておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきまして各課よりご説明いたします。

まず、教育政策課の所管事務に係る補正予算でございます。

4ページをご覧ください。

歳出予算の補正でございます。

「教育費」「教育総務費」「事務局費」「職員給与費等」の2千592万6千円と「特別職給与費等」の7千円でございますが、これは、主に人事異動等に伴う給料等の増額補正でございます。

次に5ページをご覧ください。

「教育費」「小学校費」「小学校管理費」「小学校施設管理費」の1千万円と「教育費」「中学校費」「中学校管理費」「中学校施設管理費」の560万円でございますが、これは、学校施設の補修や漏水調査等に要する維持管理経費の不足により増額補正をするものでございます。

次に、「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」の1億7千70万6千円でございます。これは、国の第1次補正において「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」として、危険ブロック塀の改修や空調設備の整備に要する予算が計上されたことを受け、国の支援を活用して安心安全で良質な教育環境のさらなる充実を図るため、本年6月に実施したブロック塀の緊急点検の結果、緊急度2及び3と判断した44か所のブロック塀の改修等に要する経費を計上するものでございます。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校改修事業費」の2千948万円でございますが、これは、小学校改修事業費と同様に8箇所のブロック塀の改修に要する経費を、また、今年度と次年度の2カ年で実施予定の福川中学校教室棟の屋上防水改修に要する今年度分の経費を計上するものでございます。

次に、「教育費」「中学校費」「中学校建設費」「中学校普通教室空調設備整備事業費」の3億4千324万1千円でございますが、先程申し上げました、国の第1次補正において「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」として、危険ブロック塀の改修や空調設備の整備に要する予算が計上されたことを受け、国の支援を活用して安心安全で快適な教育環境の充実を図るため、中学校9校への空調設備の整備を行うための経費を計上するものでございます。

議案書3ページにお戻りください。

次に歳入予算についてご説明いたします。

まず、「国庫支出金」「国庫補助金」「教育費国庫補助金」「小学校費補助金」の3千44万1千円並びに「中学校費補助金」3千832万1千円の追加でございますが、これらは、先ほど歳出予算の説明の際申しあげました各小中学校のブロック塀改修に要する経費と中学校空調設備整備に要する経費に充当するものでございます。

また、「市債」「市債」「教育債」「小学校債」の1億4千920万円並びに「中学校債」の3億3680万円の追加につきましても、各小中学校のブロック塀改修に要する経費と中学校空調設備整備に要する経費に充当するものでございます。これに伴いまして、10ページに掲載しておりますとおり、「地方債の補正」といたしまして、小学校施設整備事業の限度額を2億820万円に、中学校施設整備事業の限度額を6億2千250万円にそれぞれ増額変更しております。

議案書8ページにお戻りください。

次に「繰越明許費」でございます。

このたび計上しております小中学校でのブロック塀の改修や中学校での空調設備の整備につきましては、年度内で必要な工事期間が確保できないことから、小学校改修事業費 2 億 1 千 7 8 8 万 8 千円と中学校改修事業費 5 千 7 1 1 万 5 千円、中学校普通教室空調設備整備事業費 3 億 4 千 3 2 4 万 1 千円のそれぞれについて次年度に繰り越すものでございます。なお、繰越額には、9 月市議会定例会でご承認いただいておりますブロック塀改修に要する予算につきましても、戸田小学校の改修経費等相当額を除き、同様の理由によりあわせて繰り越すものでございます。

議案書 9 ページをご覧ください。

次に「債務負担行為の補正」でございます。

まず、小学校普通教室空調設備整備実施支援等業務委託料でございます。

小学校普通教室への空調設備の導入は、可能な限り早期に全小学校へ一斉に整備することを基本方針として、現在、事務を進めております。本事業の具現化にあたっては、国の支援を積極的に活用することはもとより、限られた財源を有効かつ効率的に運用するとともに財政負担の平準化も考慮する必要があります。この度の債務負担行為の補正は、そのための整備手法の一つであります P F I 方式による整備の可能性についての市場調査、また要求水準書作成等の業務について、コンサルティング等の支援を受けるための経費でございます。本業務の委託期間はおおむね 1 年程度を要することから、前倒しして事業を進めるため、翌年度までの期間において、限度額を 3 千 8 9 1 万 3 千円とし、債務負担行為を補正するものでございます。

次に、学校施設等長寿命化計画策定業務委託料でございます。

これは、国が平成 2 7 年 3 月に策定した「文部科学省インフラ長寿命化計画」に基づき、市内小中学校等の長寿命化計画を策定するための経費でございます。本事業完了には、おおむね 1 年程度を要することから、前倒しして事業を進めるため、翌年度までの期間において、限度額を 2 千 5 8 1 万 7 千円とし、債務負担行為を補正するものでございます。

次に、福川中学校教室棟屋上防水改修工事でございます。

これは、経年劣化に伴い破損が著しい屋上の防水改修に要する経費で、工期が 5 ヶ月程度を要することから、可能な限り早期に完成させるため、翌年度までの期間において、限度額を 1 千 1 1 万 2 千円とし、債務負担行為を補正するものでございます。

以上でございます。

教育長

続いて、生涯学習課をお願いします。

生涯学習課長

次に、生涯学習課の所管事務に係る補正予算について、ご説明いたします。

議案書の 5 ページをご覧ください。

まず、「教育費」「社会教育費」「社会教育総務費」「職員給与費等」の 6 5 9 万 6 千円の増額についてでございます。これは、生涯学習課、人権教育課、図書館及び地域振興部文化スポーツ課に配属されている職員の人事異動等によるものでございます。

次に、議案書の 9 ページ及び 1 1 ページをご覧ください。

大田原自然の家指定管理料に係る債務負担行為補正の追加でございます。

これは、「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」の議案提出に伴い、財源の確保が必要であることから、平成 3 0 年度から平成 3 1 年度までの期間につきまして、3 千 3 1 7 万 2 千円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

続いて、学校教育課お願いします。

学校教育課長

学校教育課所管分の補正予算について説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

まず「教育費」「教育総務費」「教育指導費」「教育指導一般事務費」の72万1千円の増額補正でございます。

こちらは、県からの派遣を受けております指導主事8名の給与費負担金が、4月に人事異動がございましたことから不足する見込みとなりましたことから補正するものです。

次に、生活指導推進事業費2千44万2千円の増額は、学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員、介助員の配置人数が確定したことに伴いまして、増員となる経費を補正するものでございます。

当初予算では生活指導員58人、介助員5人を見込んでおりましたが、現在、生活指導員が79人、介助員は6人を配置しております。

続いて、「教育費」「小学校費」「小学校管理費」「小学校運営費」の需用費のうち光熱水費1千400万円の増額の補正です。

これは、小学校における光熱水費が不足する見込みとなり、増額となる経費を補正するものでございます。

5ページをお願いいたします。

続いて、「教育費」「中学校費」「中学校管理費」「中学校運営費」の需用費のうち、光熱水費200万円の増額の補正です。

これは、中学校における光熱水費が不足する見込みとなり、増額となる経費を補正するものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

「教育費」「保健体育費」「学校保健衛生費」「児童・生徒・教職員健康管理費」の需用費197万4千円の増額の補正です。

これは、学校で行われる健康診断、就学時健康診断で学校医が使用する検診器具のうち、不足しているものを補充する経費を補正するものでございます。

以上、学校教育課の所管するものについての説明を終ります。

教育長

学校給食課お願いします。

学校給食課長

続きまして、学校給食課所管分の補正予算についてご説明いたします。

議案書6ページをお願いします。

「保健体育費」「学校給食費」「職員給与費等」の2千259万7千円の減額ですが、これは人事異動に伴う学校給食課職員1名及び徳山西学校給食センター職員2名の計3名の人員減により減額補正をするものでございます。

次に、説明欄の一番下になりますが、徳山西の「学校給食管理運営事業費」をお願いします。

「嘱託報酬」124万4千円ですが、先ほどご説明いたしました、徳山西学校給食センター職員2名減のうち、1名はボイラー運転業務にも従事していたことから、これに替わるボイラー技

士嘱託職員1名を新たに雇用したことによる増額補正でございます。

また、「賃金」98万4千円につきましても、徳山西センター職員の減員に伴い、現行の臨時職調理員の勤務時間・勤務日数の増加や、新たに臨時職調理員を雇用したことにより、「賃金」の不足が見込まれることから、増額補正をするものでございます。

それでは説明欄の上に戻っていただきまして、「学校給食管理運営事業費（栗屋）」をお願いします。

この栗屋学校給食センターから、その下の欄、住吉、その下の徳山西、次の7ページ、高尾、新南陽、熊毛、鹿野に記載しています、「光熱水費」は、各学校給食センターで使用する電気、都市ガス等、また、「燃料費」は、ボイラーに使用する重油やプロパンガスでございます。

これらにつきましては、昨今の価格高騰や、給食提供日数の増加などにより、予算不足が見込まれることから、増額補正をするもので、これら各センターの合計が、6ページ、「節」の欄、「需用費」858万円でございます。

また、学校給食センターから排出される廃棄物の処理委託料につきましても、処分費の高騰により、予算不足が見込まれることから、増額補正をするもので、各センターの合計が、同じく6ページ、「節」の欄、「委託料」132万円でございます。

最後に、7ページ、説明欄の一番下、「学校給食管理運営事業費（鹿野）」の「施設改修工事」435万3千円の減額補正でございます。

これは、本年9月に鹿野学校給食センター屋根改修工事が完了し、工事費が確定したことによるものでございます。

そして、3ページをお願いいたします。これに伴い、歳入につきましても、一番下の欄、「学校給食センター整備事業」に係る「保健体育債」430万円の減額補正となります。以上でございます。ご審査、ご決定の程、よろしくをお願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございました。この件についてご質問ございませんか。

片山委員

この度の補正予算において、光熱水費が増額されていますが、主な原因というのは電気料金の高騰だとか、そういう特別な事情があったため当初の予算に不足が生じたということでしょうか。原因が分ればお聞かせください。

学校教育課長

小学校費のうちの光熱水費1千400万円の増額につきましては、本年度は暑さでプールの水温が非常に上昇し、藻が発生しやすい環境となったことから、プール水の補充やオーバーフロー等するような機会が例年になく多かったこと、また、プールサイドも非常に熱くなりまして、プールサイドへ水をまいたりして冷やすといった対応を含めて例年になく水道水を使用しているということが原因の一つに考えられると思っております。

学校給食課長

給食センターにつきましても、電気・水道・重油など単価が上昇しておりまして、各センターでの使用量が多いことからそれに伴って使用料も増えたため増額させていただきました。

教育長

はい、ありがとうございました。その他ご質問ございませんか。

池永委員

9ページと11ページの福川中学校教室棟屋上防水改修工事ですが、どのような改修工事を行

うのか決まっているのでしょうか。

教育政策課長

屋上の防水ですが、現在はアスファルト防水という工法で施工されていますが、剥落等により下地のコンクリートがむき出しになっている状況になっております。そういった箇所、約280平方メートルですが、それを全部取り除いて、新たにシート防水という工法で施工するというところで考えています。単価的にもあまり変わらないこと、またシート防水の方がメンテナンスが容易であるということなどを踏まえて、この度の施工方法を変えたということでございます。

池永委員

業者によっては特殊な防水工事をやられる場合があって、まれにその工事が上手くいかないということもあるようです。今回採用した工法であれば間違いはないということなのでしょうね。

教育政策課長

監理、監督も建築課職員が行いますので、その辺りは私共は信頼しております。

教育長

その他ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案39号を決定いたします。

3	議案第40号 周南市奨学金貸付等基金条例の一部を改正する条例制定について
---	--------------------------------------

教育長

続きまして日程第3、議案第40号「周南市奨学金貸付等基金条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案書12ページ議案第40号「周南市奨学金貸付等基金条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

恐れ入りますが、議案書14ページから16ページをご覧ください。

本議案は、昨年度全部改正いたしました奨学金制度につきまして、高等学校専攻科に在学する者に対する貸付等金額及び償還期間を実情に合わせることに伴う所要の改正をするものでございます。

高等学校専攻科は、高等学校の通常の課程を卒業後、さらに高度な学習を提供するために設けられており、近隣では、防府高等学校衛生看護科や周防大島高等学校福祉専攻科など、県内でも公立私立合わせて5校において設置されております。

これまで、本市の奨学金制度においては、この高等学校専攻科の取扱が曖昧な状況となっております。

しかしながら、高等学校専攻科は、国の授業料無償制度である「高等学校等就学支援金制度」の適用対象外となるなど、相当の修学費用を要することから、実情に合わせ、このたび高等専門学校の第4学年、第5学年及び専攻科に在学する者、大学又は専修学校の専門課程に在学する者と同様に、一般奨学金の額を「月額3万5千円」とし、償還期間も同様に、貸付けを受けた期間の3倍の期間内としたうえで、定住促進奨学金の貸付けを受けることができるよう改正しようと

するものでございます。

このように、高等学校専攻科に対する取扱をより有利な制度として明文化することにより、本市の奨学金制度の活用が見込まれるものと考えております。

なお、このたびの改正は、新年度の申請からの適用を予定しておりますことから、平成31年4月1日施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

池永委員

今、説明された5校以外には高等学校専攻科を設置した学校はないのでしょうか。

教育政策課長

県内では今、名前を申し上げました、防府高等学校衛生看護科や周防大島高等学校福祉専攻科、その他に、大津緑洋高等学校の航海科、機関科、そして私立ですが、中村女子高等学校高等看護専攻科、山口県鴻城高等学校衛生看護専攻科の合わせて5校になります。

池永委員

徳山医師会病院のところにある学校はそれとは違うのでしょうか。

教育政策課長

徳山看護専門学校は専修学校という取扱いになるため高等学校専攻科とは違います。

大野委員

この条例が施行されれば、希望すれば途中からでも対象になるということでしょうか。

教育政策課長

対象になります。現行の条例においても、一般奨学金の中で高等学校も対象となると規定されています。しかし、償還期間について高等学校等の1学年から3学年の規定しかなく、専攻科が該当する4学年から5学年について曖昧になっていましたことから、高等専門学校等に準じて同様の償還期間とするということでこのたび改正をしていますので、今年度も応募を受け付けることは可能ではありましたが、募集は既に終了しています。

教育長

来年の4月からの施行ということです。

教育部長

少し補足させていただきます。奨学生を決定してしまえば、後ほど良い条件が出たとしても変更できないという制度になっています。現行の条例では、高等学校扱いで、一般奨学金であれば月額18,000円になります。この度の改正において、大学・短大等の取扱にすることによって貸付け金額も月額35,000円にするという柱の一つになります。

現行の条例で高等学校専攻科の応募があり、奨学生として決定した場合、貸付け金額は月額18,000円で決定せざるをえなかったわけです。また、奨学生として決定されたとしても、平成31年4月から自動的に月額35,000円の適用になるということにはなりません。あくまで、月額18,000円で決定したのであれば、貸付期間中の貸付金額の変更はありません。

しかし、平成30年度までに決定し、現在貸付け中の奨学生において高等学校専攻科に在学している方はいらっしゃいません。平成30年度まで高等学校専攻科在学の生徒で申し込みをされた方はおられませんので、新年度新たに、これから申し込まれる方にインセンティブを与えると

いいですか、動機づけになればということで、周南市の奨学金は実は大学相当の扱いにするということをアピールしたいという思いで条例改正をしております。

松田委員

高等学校専攻科に関しては大学並みの奨学金ということですが、根拠といいですか、高等学校専攻科の場合は、大学・短大並みの授業料といいですか、そのようなものが必要であるからその金額になるという解釈でよろしいでしょうか。

教育政策課長

先ほどご説明いたしましたとおり、国が進めております授業料の無償制度「高等学校等就学支援金制度」の適用対象外になるということでその部分の支援は必要であると考えています。

教育部長

学校としての位置づけは高等学校になります。短大、大学等には入りませんし、高等専門学校の専攻科とも明らかに違います。そのようなことから、委員が言われましたように授業料は、高等学校の普通科や機械科などの本科とあまり変わりません。

現在、本科は9千900円の授業料だと思いますが、防府高等学校の衛生看護科でいいますと1万300円で、400円くらいしか違いはありません。高等専門学校になりますと1月2万円くらいになります。高等学校に関しては一定の所得までであれば授業料無償化の対象となりますが、高等学校専攻科はこの無償化の対象となりません。高等学校の4年生・5年生という位置づけになりますから、3年間しか無償化の対象とはならないということになります。

それと、市内にそのような高等学校がないことで、通学のための交通費が相当額かかること等を鑑みると、授業料の無償化も対象外であり修学に対して相当の経費が必要になってくる。大津緑洋高等学校等であれば、下宿等の経費もかかるでしょう。そういう意味で高等専門学校や大学等と同様の取扱いにすべきではないかという趣旨から改正したいと考えております。

池永委員

柳井学園には衛生看護科のような学科がありませんでしたかね、そういったものも対象となるのでしょうか。

教育長

衛生看護科イコール専攻科ではありません。衛生看護科が3年間の本科にあたるものだと思います。商業科などと同じです。事務局が調べた中では柳井学園は4・5年生の専攻科の設置はありません。

松田委員

おそらく、衛生看護科を卒業されると准看護師の試験資格が取得できますが、それから更に2年間学習すると看護師の国家試験を受ける資格が取れるので、高等学校で終わられて、看護師を目指す場合は専攻科に進学し、その受験資格を取得して国家試験を受験し、合格すれば看護師という流れだと思います。元は県立衛生看護学院にそのような科があったのですが、現在はありませんので、高等学校の中でそのような専攻科を設けているのではないかと思います。

教育長

ありがとうございました。

その他、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第40号を決定いたします。

教育長

続きまして日程第4、議案第41号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、議案第41号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」の説明をいたします。

議案書の17ページから20ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第19号によるもので、「周南市公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例」第6条の規定に基づき、平成31年度の周南市大田原自然の家の指定管理者として、公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定しようとするものです。

指定管理期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間としております。

周南市大田原自然の家は、豊かな自然環境の中で、野外活動や宿泊学習などを通して青少年の健全育成を図るための施設として、現在、公益財団法人周南市ふるさと振興財団に管理をお願いしております。

なお、平成29年3月に策定した「周南市大田原自然の家施設分類別計画」におきまして、青少年の健全育成を目的とした集団宿泊訓練及び野外活動に関する事業は継続するものの、施設の老朽化が進行し、また施設の一部が土砂災害特別警戒区域内に立地していることを踏まえ、利用者の安心・安全の確保の観点から大田原地区以外の公共施設若しくは類似施設への移転又は新設等を進めることとしており、現在、候補地の検討を進めているところであり、指定管理の期間も1年間としています。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第41号を決定いたします。

教育長

続きまして日程第5、議案第42号「工事請負契約の締結について（久米小学校校舎増築主体工事）」を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

追加の議案書1ページ、議案第42号「工事請負契約の締結について（久米小学校校舎増築主体工事）」について、ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものでございます。

3ページをご覧ください。

本契約につきましては、11月14日に条件付一般競争入札により入札を行い、その結果、株式会社田中組が落札し、同社との間で11月16日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は、1億5千984万円で、工期末を平成31年11月18日までとしております。

次に、工事の内容でございますが、8つの普通教室とトイレ2箇所及び体育倉庫を配する軽量鉄骨造2階建て、延べ床面積835.63㎡の普通教室棟1棟と軽量鉄骨造平屋建て床面積28.14㎡の渡り廊下、及び、外回りフェンスなど外構施設等を整備することとしております。

また、4ページから8ページに位置図、配置図、平面図、立面図を掲載しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

片山委員

これは完成が来年の11月18日ということですが、以前に仮校舎・仮教室といった話はあったのでしょうか。完成までに増えた児童の教室の対応はどうされるのでしょうか。

教育部長

久米小学校に関しては、耐震工事のときはグラウンドに仮校舎を設置いたしまして、運動会もキリンビバレッジの体育館を利用するなどの対応を取りました。今回のこの建設予定地ですが、旧講堂を取り壊したということで、既に学校教育施設として使用していなかったところを取り壊して建設するということになりますので、現在の校舎の部分が使用できないという状況ではございません。

実は久米地区全体の人口が急増しており、児童数もかなり増えてきているというところであります。実際に人口が増えてきている年代は、未就学児にあたります。この子供たちが入学する時に、教室が不足することが想定され、現在はいわゆる余裕教室といわれている少人数教室等を教室にすることで対応しております。これらの対応も、平成32年4月時点でできなくなるという試算のもとで、それまでに新しい校舎を整備しなければならないということが教育委員会の使命ということで事業を計画したということです。

入札も無事終了いたしましたことから、当初の予定どおり、工期が1年と少しありますが、教室数は8教室を確保するというので、来年12月までには全てを完成させて、完成検査をし、引き渡しを受けて平成32年4月に間に合わせるということで実施したいと考えています。

教育長

ありがとうございます。その他、ご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第42号を決定いたします。

以上で、秘密会として審議すべき議案は全て終了しました。

教育長

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成30年第11回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松田 敬子 委員 _____

大野 泰生 委員 _____